

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書の提出について

1. 提出期限

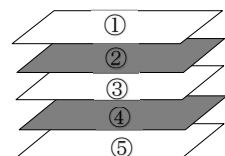
令和7年1月31日（金）

※期限後に提出された場合、税額通知の送付が遅くなる場合があります。

2. 提出先

給与等の支払いを受けた方の令和7年1月1日現在の住民登録地（または居住地）の市町

3. 提出物



- ①給与支払報告書（総括表）
- ②特別徴収仕切紙
- ③給与支払報告書（個人別明細書）（特別徴収分）
- ④普通徴収理由書兼仕切紙
- ⑤給与支払報告書（個人別明細書）（普通徴収分）

②と④については、同封の仕切紙をご利用ください。

※①～⑤を一束にしてご提出ください。訂正などにより再提出する場合も同様にご提出ください。

4. 特別徴収の推進について

地方税法第321条の3及び地方税法第321条の4の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収（給与天引き）していただく必要があります。住民税を特別徴収できない方については、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず普通徴収理由もしくは以下の符号を記載してください。また、普通徴収理由書兼仕切紙に普通徴収理由に該当する人数の記載をしてください。普通徴収理由もしくは符号の記載がない場合や普通徴収理由に該当しないことが明らかな場合、原則「特別徴収」とさせていただきます。

【普通徴収理由】

符号	普通徴収理由
普A	他の事業所で特別徴収（乙欄適用者など）
普B	給与が少なく税額が引けない
普C	給与の支払いが不定期（給与の支払いが毎月ではない）
普D	退職者、退職予定者（5月末日まで）又は休職者（育児休業を含む）
普E	総従業員が2名以下※
普F	事業専従者のみ

※普A～普D、普Fに該当する者を除く

5. その他注意事項

給与支払報告書を「特別徴収」として提出後、退職等により特別徴収できなくなった方がいる場合は「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。

e L T A X（エルタックス）の利用について

愛知県内各市町では、地方税ポータルシステム（e L T A X：エルタックス）を利用した申告・届出を受け付けています。e L T A X（エルタックス）とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

給与支払報告書の提出手続きはぜひ、e L T A Xをご利用ください。

【利用手続き及び問い合わせ先】

e L T A Xの利用手続きについては、e L T A Xのホームページをご確認いただき、不明点はe L T A Xヘルプデスクにお問い合わせください。

● e L T A Xホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

● e L T A Xヘルプデスク：0570-081459

03-5521-0019（上記の番号でつながらない場合）

月～金 9:00～17:00（土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

給与支払報告書の提出先・問い合わせ先

半田市役所 税務課 市民税担当 TEL：0569-84-0620（直通） 〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
常滑市役所 税務課 市民税チーム TEL：0569-47-6104（直通） 〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
東海市役所 税務課 市民税担当 TEL：052-603-2211 又は 0562-33-1111（内線113～116） 〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
大府市役所 税務課 市民税係 TEL：0562-47-2111（内線281・282・283） 〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地
知多市役所 税務課 市民税チーム TEL：0562-36-2633（直通） 〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地
阿久比町役場 税務課 住民税係 TEL：0569-48-1111（内線1111・1112） 〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
東浦町役場 税務課 住民税係 TEL：0562-83-3111（内線112・113） 〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
南知多町役場 税務課 住民税係・徴収グループ TEL：0569-65-0711（内線145・146） 〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
美浜町役場 税務課 住民税係 TEL：0569-82-1111（内線250・350） 〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
武豊町役場 税務課 町民税担当 TEL：0569-72-1111（内線253・254） 〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

※本チラシは半田税務署管内上記10市町共同で作成しております。